

令和 7 年度「女性農業者活躍事例情報発信」
業務委託提案仕様書

1 委託業務の名称 「女性農業者活躍事例情報発信」業務委託

2 委託の目的

本県の農業就業人口は年々減少傾向にあり，農業従事者の確保が喫緊の課題となっている。中でも県の基幹的農業従事者に占める女性の割合は約 4 割となっており，農業の担い手として重要な役割を果たしている。

特に，「女性農業経営士」は農家生活や農業経営管理・労働管理等に優れ，実践力・発言力のある女性農業者に対し，知事が認定するものであり，自身の農業経営だけでなく，地域農業振興等に意欲的に参画する地域リーダーとして活躍している。

地域の若手女性農業者や就農を考える女性，農業に関心を持つ女性に向けて，「女性農業経営士」の活動を PR することで，農業・農村で活躍する女性に対する理解を促進するとともに，次世代リーダー育成に資する。

3 業務内容

(1) 女性農業者活躍事例情報発信

ア 女性農業経営士等の活動事例の取材

女性農業者（主に女性農業経営士）や地域の女性農業経営士組織の取材

個人：経営概況（品目，規模，経営における役割）について

地域：グループ活動等の状況について

イ 女性農業経営士活動 PR 動画の作成

取材内容やその他の素材を基に，動画を作成

(ア) 動画の規格 「16：9」 フル HD（1920×1080）程度

(イ) ファイルの形式 MPEG-4 または MOV

(ウ) 動画は 10 分以内の長さとし，ナレーション等をつけること

(2) 取材費，旅費，人件費，事例情報誌作成に関する経費は全て当該委託料に含むものとする。

4 履行期限及び予算上限

履 行 期 限	契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
予算上限額※	500 千円

※消費税及び地方消費税を含む。

5 事業完了の報告

全ての事業終了後，事業完了報告書を提出すること

6 成果品

- (1) 履行期限までに、以下の成果品を委託者に納品すること
作成した動画データ及び取材時に得られた素材（動画，写真）
（データはP Cで再生できる DVD ディスク等（USB メモリを除く）で納品）

7 著作権・特許権

- (1) 本業務で作成された成果物の全ての著作権（財産権）は委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権，特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費も含めて全て受託者において責任を負うものとする。

8 その他

- (1) 本事業に関して知り得た業務の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の間で協議すること。
- (3) 本業務の執行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、委託者と十分に連携をとり、協議・調整の上、進めること。
特に、動画コンテの段階で委託者の確認を取ることを。